

鳥取県外国人受入介護事業者に対する学習強化・生活支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（5月7日(火)～2月28日(金)まで）

- 交付申請は、下記提出先に郵送又は持参等してください。
- 別途、募集要領を参照のうえ、提出書類を、
郵送、電子メール、ファクシミリ、持参のいずれかにて提出してください。
- ※募集期間終了後、予算に余りがある場合は、予算の範囲内で随時募集します。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

- * 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

- ※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日
- 実績報告書を下記提出先に郵送又は持参してください。

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内）

- 実績報告は、下記提出先に郵送、電子メール、ファクシミリ、持参のいずれかにて提出してください。

◎補助金の支払い

- ※補助金額の確定通知後、振込依頼書の提出をお願いいたします。

資料提出・問い合わせ先 福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課
鳥取県鳥取市東町一丁目220
0857-26-7176 choujyushakai@pref.tottori.jp